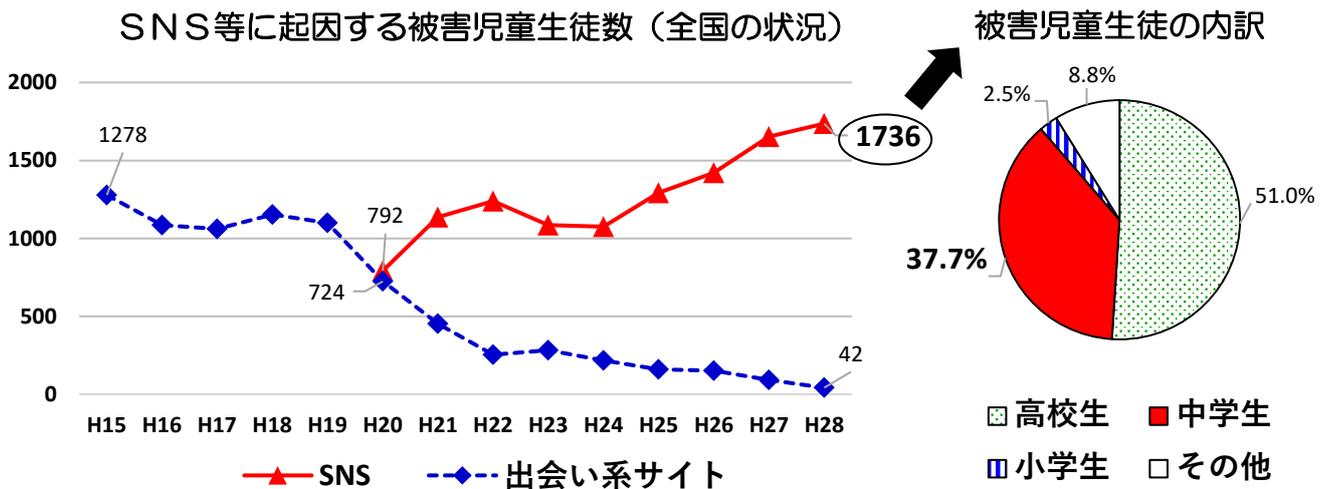


スマートフォン使用による犯罪被害の全国的な状況

【SNSによる犯罪被害】

- 出会い系サイトでの犯罪被害は減少しているが、SNSをきっかけとした児童買春や児童ポルノ等の性犯罪被害が増加しています。
- 警察庁の調査によると、平成28年中に全国で被害にあった児童生徒の約4割が中学生です。また、きっかけとなったSNSは「Twitter」の446件が最多で、被害全体の約26%を占めています。
- 平成29年10月に報道された、座間市のアパートから9人の遺体が発見された事件でも、被害者

SNSによる犯罪被害は過去最多です！



出典：「コミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」（警察庁）

犯罪被害者の多くは、「善悪の区別や危険の判断はできるから」と、比較的安易にSNSを活用していました。リアルな友達とネットで知り合う人の違いは、頭では分かっていたはずなのに・・・。

参考2：フィルタリングを設定しましょう！②

【栃木県青少年健全育成条例の一部改正】

栃木県青少年健全育成条例が一部改正され、平成30年4月1日に施行となりました。これにより、フィルタリングに関する「販売店の役割」と「保護者の役割」が次のようになりました。

店側の義務

- ① 契約者や使用者が、18歳未満かどうか確認します。
- ② フィルタリングの必要性・内容を保護者に対し説明します。
- ③ 契約とセットで販売される携帯電話やスマートフォンについて、販売時にフィルタリングを使えるようにします。

フィルタリングについてご説明します！



保護者の役割

- ① 18歳未満が使用者であることを申し出ましょう。
- ② フィルタリングの説明をきちんと受けましょう。
- ③ フィルタリングを使えるようにしましょう。